

令和8年6月第443回定例福井県議会議案

福 井 県

目 次

第47号議案	令和8年度福井県一般会計補正予算（第2号）	(1)
第48号議案	福井県核燃料税条例の制定について	(13)
第49号議案	福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	(21)
第50号議案	福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について	(31)
第51号議案	福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部改正について	(33)
第52号議案	福井県地域未来基金条例の制定について	(43)
第53号議案	外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	(45)
第54号議案	県有財産の取得について	(49)
第55号議案	福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約の変更について	(51)
第56号議案	専決処分につき承認を求めることについて（令和8年度福井県一般会計補正予算（第1号））	(53)
報告第21号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(69)
報告第22号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(73)
報告第23号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(77)
報告第24号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(81)
報告第25号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(85)
報告第26号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(89)
報告第27号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(93)
報告第28号	令和7年度福井県一般会計継続費繰越計算書	(97)

目 次

報告第29号	令和7年度福井県一般会計繰越明許費繰越計算書	(101)
報告第30号	令和7年度福井県一般会計事故繰越し繰越計算書	(113)
報告第31号	令和7年度福井県営産業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書	(117)
報告第32号	令和7年度福井県県有林事業特別会計繰越明許費繰越計算書	(119)
報告第33号	令和7年度福井県駐車場整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書	(121)
報告第34号	令和7年度福井県港湾整備事業特別会計継続費繰越計算書	(123)
報告第35号	令和7年度福井県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書	(125)
報告第36号	令和7年度福井県病院事業会計継続費繰越計算書	(127)
報告第37号	令和7年度福井県病院事業会計予算繰越計算書	(129)
報告第38号	令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算繰越計算書	(131)
報告第39号	令和7年度福井県工業用水道事業会計継続費繰越計算書	(133)
報告第40号	令和7年度福井県水道用水供給事業会計予算繰越計算書	(135)
報告第41号	令和7年度福井県臨海下水道事業会計予算繰越計算書	(137)
報告第42号	令和7年度福井県流域下水道事業会計予算繰越計算書	(139)

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書	(141)
--------------	-------

令和8年度福井県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,126,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ533,762,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の変更は、「第2表の1債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第3表の1地方債補正」による。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

第1表 歳入歳出予算補正 歳入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		138,270,000	5,500,000	143,770,000
	1 地方交付税	138,270,000	5,500,000	143,770,000
7 分担金および負担金		1,798,885	531,608	2,330,493
	1 負担金	1,798,885	531,608	2,330,493
9 国庫支出金		60,396,802	8,837,088	69,233,890
	1 国庫負担金	31,351,776	3,570,224	34,922,000
	2 国庫補助金	28,400,647	5,260,864	33,661,511
	3 委託金	644,379	6,000	650,379
10 財産収入		1,959,701	261	1,959,962
	2 財産売払収入	547,090	261	547,351
11 寄附金		1,992,585	66,613	2,059,198
	1 寄附金	1,992,585	66,613	2,059,198
12 繰入金		10,344,512	3,214,981	13,559,493
	2 公営企業会計繰入金	121,045	10,203	131,248
	3 基金繰入金	10,019,761	3,204,778	13,224,539
13 繰越金		1,468,084	2,031,916	3,500,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1,468,084	2,031,916	3,500,000
14 諸収入		34,372,027	349,330	34,721,357
	4 受託事業収入	459,738	20,681	480,419
	7 雑入	2,604,984	328,649	2,933,633
15 県債		40,712,000	7,595,000	48,307,000
	1 県債	40,712,000	7,595,000	48,307,000
補正されなかった款に係る額		214,321,595		214,321,595
歳入合計		505,636,191	28,126,797	533,762,988

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	40,887,844	1,337,622	42,225,466
	1 総務管理費	14,049,577	422,447	14,472,024
	2 企画費	14,720,517	881,175	15,601,692
	6 防災費	2,363,113	34,000	2,397,113
3	民生費	55,133,945	226,681	55,360,626
	1 社会福祉費	34,279,180	121,768	34,400,948
	2 児童福祉費	19,941,274	80,485	20,021,759
	5 自然保護費	430,765	24,428	455,193
4	衛生費	29,170,130	463,150	29,633,280
	1 公衆衛生費	17,975,616	43,320	18,018,936
	2 環境衛生費	1,147,556	1,389	1,148,945
	4 医薬費	9,892,417	418,441	10,310,858
5	労働費	1,648,095	9,806	1,657,901
	1 労政費	1,138,502	9,806	1,148,308
6	農林水産費	26,165,961	1,986,569	28,152,530
	1 農業費	10,105,732	69,559	10,175,291

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 畜産業費	528,039	26,139	554,178
	3 農地費	8,771,881	1,194,450	9,966,331
	4 林業費	4,357,189	546,129	4,903,318
	5 水産業費	2,403,120	150,292	2,553,412
7 商工費		40,602,076	6,338,258	46,940,334
	1 商業費	33,658,784	6,088,985	39,747,769
	2 工鉱業費	4,562,670	218,212	4,780,882
	4 観光費	2,356,834	31,061	2,387,895
8 土木費		44,811,820	13,212,049	58,023,869
	1 土木管理費	6,305,810	35,593	6,341,403
	2 道路橋りょう費	21,149,302	8,227,224	29,376,526
	3 河川海岸費	11,955,060	2,573,941	14,529,001
	4 港湾費	3,165,409	432,181	3,597,590
	5 都市計画費	1,472,883	1,918,110	3,390,993
	6 住宅費	763,356	25,000	788,356
9 警察費		24,665,741	33,858	24,699,599
	1 警察管理費	22,268,037	33,858	22,301,895
10 教育費		108,644,568	4,518,804	113,163,372

	1 教育総務費	20,110,725	3,288,800	23,399,525
	2 小中学校費	42,953,053	85,092	43,038,145
	3 高等学校費	22,397,183	1,090,805	23,487,988
	6 社会教育費	4,354,524	54,107	4,408,631
補正されなかった款に係る額		133,906,011		133,906,011
歳出合計		505,636,191	28,126,797	533,762,988

第2表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
道 路 維 持 事 業 費	令和9年度	100,000
道 路 維 持 事 業 費 （ 県 単 ）	令和9年度	100,000
県 立 高 校 教 育 改 革 推 進 事 業 費	令和9年度	116,048

第2表の1 債務負担行為補正（変更）

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
河 川 改 良 事 業 費	令和9年度	1,065,500	令和9年度	1,165,500

第3表 地方債補正（追加）

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
畜産振興事業費	1,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率）</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
畜産試験場整備費	19,000	//	//	
教育課程推進費	10,000	//	//	
合 計	30,000			

第3表の1 地方債補正(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道支援事業費	21,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し 方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	642,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し 方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
自然公園施設整備事業費	25,000	//	//		35,000	//	//	
土地改良事業費	1,055,000	//	//		1,232,000	//	//	
農地防災事業費	692,000	//	//		782,000	//	//	
林道事業費	130,000	//	//		191,000	//	//	
治山事業費	634,000	//	//		679,000	//	//	
漁港建設事業費	250,000	//	//		292,000	//	//	
道路事業費	7,543,000	//	//		11,938,000	//	//	
河川事業費	2,454,000	//	//		3,536,000	//	//	
砂防事業費	438,000	//	//		711,000	//	//	
海岸保全事業費	103,000	//	//		134,000	//	//	
港湾建設事業費	307,000	//	//		443,000	//	//	
空港整備費	30,000	//	//		46,000	//	//	
街路事業費	224,000	//	//		692,000	//	//	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園緑地事業費	26,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 <small>〔ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	86,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 <small>〔ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
県営住宅建設費	308,000	//	//		327,000	//	//	
高等学校整備費	4,895,000	//	//		4,934,000	//	//	
合計	19,135,000				26,700,000			

第48号議案

福井県核燃料税条例の制定について

福井県核燃料税条例を次のように制定する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第 号

福井県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質（以下「核燃料物質」という。）を発電用原子炉に燃料として使用できる形状または組成としたものをいう。
- (3) 使用済燃料 発電用原子炉に燃料として使用した核燃料物質をいう。
- (4) 発電用原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。

- (5) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (6) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (7) 搬出促進割 使用済燃料の重量を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、法令またはこの条例に定めがあるもののほか、福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）の定めるところによる。

(課税地)

第4条 核燃料税の課税地は、発電用原子炉の所在地とする。

(納税義務者)

第5条 核燃料税は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によって、発電用原子炉の設置者に課する。

- (1) 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
- (2) 発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業 出力割額
- (3) 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵 搬出促進割額

(課税期間)

第6条 この条例において「課税期間」とは、出力割および搬出促進割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 令和8年度 11月10日から12月31日までおよび翌年1月1日から3月31日までの各期間
- (2) 令和9年度から令和12年度まで 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日までおよび翌年1月1日から3月31日までの各期間
- (3) 令和13年度 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日までおよび10月1日から10月31日までの各期間

2 前項の規定にかかわらず、出力割の課税期間は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間をそれぞれ1の課税期間とみなす。

- (1) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法第43条の3の34第3項の規定により読み替えて準用する原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による確認（以下「廃止措置の終了の確認」という。）を受けた場合（第4号および第6号に掲げる場合を除く。） 廃止措置の終了の確認を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置の終了の確認を受けた日の属する月の末日まで
- (2) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査の確認（以下「原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認」という。）を受けたことおよび電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による使用前検査（以下「電気事業法による使用前検査」という。）に合格したことのいずれにも該当することとなった場合（第5号および第6号に掲げる場合を除く。） 原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けた日または電気事業法による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（以下「使用前検査終了日」という。）から前項に規定する期間の末日まで
- (3) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の認可を受けた場合（次号から第6号までに掲げる場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までおよび当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで
- (4) 前項各号に規定する各期間の中途において廃止措置計画の認可を受け、および廃止措置の終了の確認を受けた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までおよび当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該廃止措置の終了の確認を受けた日の属する月の末日まで
- (5) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けたことおよび電気事業法による使用

前検査に合格したことのいずれにも該当することとなった場合で、かつ、各期間の中途において廃止措置計画の認可を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 使用前検査終了日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までおよび当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで

- (6) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けたことおよび電気事業法による使用前検査に合格したことのいずれにも該当することとなり、ならびに廃止措置計画の認可を受け、ならびに廃止措置の終了の確認を受けた場合 使用前検査終了日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までおよび当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該廃止措置の終了の確認を受けた日の属する月の末日まで

3 前項各号の「前項各号に規定する各期間の中途」には、当該各期間の初日および末日を含むものとする。

（課税標準）

第7条 核燃料税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に核燃料税の価額割が課され、または課されるべきであったものを除く。第10条第1項において同じ。）の価額
- (2) 出力割 各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力（前条第2項第1号、第4号または第6号に掲げる場合にあっては、廃止措置の終了の確認を受けた日の前日における発電用原子炉の熱出力）
- (3) 搬出促進割 各課税期間の末日現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料（その価額を核燃料勘定（電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第24条に規定する核燃料勘定をいう。）（当該勘定を設けない場合にあっては、これに類する勘定）から除去し、または備忘価額とした日から起算して5年を経過したものに限る。）に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量

2 前項第1号の価額は、電気事業会計規則第25条および第26条の規定により算定した取得原価またはこれらの規定の例により算定した取得原価とする。

3 第1項第2号の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により許可を受けた原子炉の同条第2項第3号に規定する熱出力とする。ただし、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合は、当該変更の許可を受けた原子炉の熱出力とする。

4 前項に規定するもののほか、課税期間が3月に満たない場合における第1項第2号の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

5 第1項第3号の重量は、課税期間が3月に満たない場合には、当該重量に当該課税期間の月数を乗じて得た重量を3で除して得た重量とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(税率)

第8条 核燃料税の税率は、次の各号に掲げる核燃料税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 価額割 100分の9

(2) 出力割 1の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、6万5,000円

(3) 搬出促進割 1の課税期間ごとに1キログラムにつき、500円

2 廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以降における出力割の税率については、前項第2号に規定する税率の2分の1とする。

(徴収の方法)

第9条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第10条 核燃料税の納税義務者は、価額割にあつては、発電用原子炉に核燃料を挿入したときにおいて、次の各号に掲げる挿入の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の属する月の翌月の末日までに、規則で定めるところにより、当該価額割の課税標準、税額その他必

要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。

- (1) 発電用原子炉の最初の使用の前に行われた当該発電用原子炉への核燃料の装荷に係る挿入 使用前検査終了日から起算して2月を経過した日
- (2) 発電用原子炉についての原子炉等規制法第43条の3の16第2項の規定による定期事業者検査の期間内に行われた当該発電用原子炉への核燃料の装荷に係る挿入 当該定期事業者検査に係る原子炉等規制法第61条の2の2第1項第1号口の規定による実施状況の検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる挿入以外の発電用原子炉への核燃料の装荷に係る挿入 当該装荷が終了した日

2 核燃料税の納税義務者は、出力割にあつては、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。

3 核燃料税の納税義務者は、搬出促進割にあつては、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該搬出促進割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。

4 前3項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準または税額を修正しなければならない場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(更正または決定の通知)

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正または決定の通知、法第278条第7項の規定による核燃料税の過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、核燃料税の納税者に対し、規則で定めるところにより、更正または決定の通知書を交付するものとする。

(不足税額等の納付手続)

第12条 核燃料税の納税者は、前条の更正または決定の通知を受けた場合において、不足税額（更正による不足税額または決定による税額をいう。）があるときは、当該不足税額ならびにこれに対する延滞金額および過少申告加算金額、不申告加算金額または重加算金額を前条の通知書に記載された納期限までに、納付書によって納付しなければならない。

(核燃料税に係る特例)

第13条 核燃料税の賦課徴収については、福井県県税条例第4条第1項、第7条および第10条の規定は、適用しない。

2 核燃料税の賦課徴収についての福井県県税条例第9条第1項および第2項の適用については、これらの項中「この条例」とあるのは「この条例および福井県核燃料税条例（令和8年福井県条例第 号）」とする。

3 法第20条の2に規定する公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この項において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を本庁舎の掲示板に掲示し、または公示事項を本庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、施行日以後の発電用原子炉への核燃料の挿入、発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業ならびに発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止措置計画の認可を受けている場合の出力割の税率については、第8条第1項第2号に規定する税率の2分の1とする。

(この条例の失効)

4 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日(以下「失効日」という。)に、その効力を失う。ただし、失効日前において発電用原子炉への核燃料の挿入、発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業ならびに発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵に対して課した、または課すべきであった核燃料税の賦課徴収については、この条例は、失効日以後も、なおその効力を有する。

提 案 理 由

現行の福井県核燃料税条例(令和3年福井県条例第29号)が令和8年11月9日限りで失効するため、地方税法第4条第3項の規定に基づき、福井県核燃料税条例を制定したいので、この案を提出する。

第49号議案

福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 22 日 提出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(福井県県税条例の一部改正)

第 1 条 福井県県税条例(昭和 25 年福井県条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 25 条の 2 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第 2 条の 3 第 1 項に規定する事項を除く。)のうち法第 45 条の 2 第 1 項各号または第 3 項に規定する事項に相当するものおよび次項の規定による付記された事項(施行規則第 2 条の 3 第 1 項に規定する事項を除く。)は、<u>法第 45 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(第 1 種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第 57 条の 2 の 3 消費税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する電気通信利用役務の</p>	<p>第 25 条の 2 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第 2 条の 3 第 1 項に規定する事項を除く。)のうち法第 45 条の 2 第 1 項各号または第 3 項に規定する事項に相当するものおよび次項の規定による付記された事項(施行規則第 2 条の 3 第 1 項に規定する事項を除く。)は、<u>同条第 1 項から第 5 項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第 57 条の 2 の 3 消費税法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する国外事業者が国</p>

提供が同項に規定するデジタルプラットフォーム（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）を介して行われるものであって、その対価について同項に規定する第1種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第1種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

（第2種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用）

第57条の2の4 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について同項に規定する第2種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第2種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

（譲渡割および貨物割の課税標準）

第57条の3 （略）

（不動産取得税の課税標準の特例）

第60条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16に規定するものに限る。）（法第73条の14第1項各号に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が同項第1号イからホまでに掲げる区域外または都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域のうち法第73条の14第1項第2号イもしくはロに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第71条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除する。

2 （略）

内（法第72条の78第2項第1号に規定する国内をいう。）において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供（同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

（譲渡割および貨物割の課税標準）

第57条の3 （略）

（不動産取得税の課税標準の特例）

第60条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16に規定するものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除する。

2 （略）

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の19第1項に規定するものをいう。第71条第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の19第2項に規定する基準に適合するものとして同条第3項に規定するものをいう。第71条第2項および第3項、第72条第2項ならびに第74条第2項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4・5 （略）

6 第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) （略）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該住宅が施行令第37条の19第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ （略）

7～12 （略）

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第71条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（特定区域内住宅を除くものとし、施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第2項および第74条第2項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) （略）

2～8 （略）

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18第1項に規定するものをいう。第71条第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に規定する基準に適合するものとして同条第3項に規定するものをいう。第71条第2項および第3項、第72条第2項ならびに第74条第2項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4・5 （略）

6 第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) （略）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該住宅が施行令第37条の18第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ （略）

7～12 （略）

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第71条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第2項および第74条第2項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) （略）

2～8 （略）

9 第2項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（第60条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該土地の上にある住宅が施行令第37条の19第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ (略)

10・11 (略)

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の6 知事は、平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 (略)

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得または同条第

9 第2項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（第60条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ (略)

10・11 (略)

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の6 知事は、平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 (略)

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得または同条第

1 2項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の5 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第34条の2第2項に規定するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなる場合においては、同条第13項に定めるところによる。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、法附則第34条の2第4項の規定に該当するときは、同項に定めるところによる。

5 第2項後段の規定により課されることとなる県民税の所得割については、法附則第34条の2第14項第1号および第3号に定めるところによる。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第12条の4の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条」とあるのは「前条または法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項」と、同条第2項中「法第45条の2第1項から第4項まで」とあるのは「法第45条の2第1項から第4項までまたは法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項」とする。

4 (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第13条 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有す

1 6項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の5 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第34条の2第2項に規定するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる場合においては、同条第11項に定めるところによる。

3 (略)

4 第2項後段の規定により課されることとなる県民税の所得割については、法附則第34条の2第12項第1号および第3号に定めるところによる。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第12条の4の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条」とあるのは「前条または法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項までまたは法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項」とする。

4 (略)

第13条から第16条まで 削除

る場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4第1項の規定により計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、法附則第35条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、法附則第35条の3の6第2項各号および第3項に定めるところによる。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第14条 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第25条の規定による申告書（法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6の5第1項の規定により、当該納税義務者の前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6の5第2項の規定により計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6の5第3項の規定により計算した金額をいう。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 4 第1項の規定の適用がある場合における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第38条の3第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条」とあるのは「前条または法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項」と、同条第2項中「法第45条の2第1項から第4項まで」とあるのは「法第45条の2第1項から第4項までまたは法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合には、法附則第35条の3の7第6項に定めるところによる。
- 第15条および第16条 削除

（福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 福井県県税条例等の一部を改正する条例（令和7年福井県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中福井県県税条例第20条の3第1項第2号の改正規定を次のように改める。

第20条の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条または附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中福井県県税条例第25条の2および附則第12条の4の2の改正規定ならびに第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中福井県県税条例附則第11条の5の改正規定および附則第4条第3項の規定 令和10年1月1日

(3) 第1条中福井県県税条例第57条の2の3の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定ならびに附則第2条の規定 令和10年4月1日

(4) 第1条中福井県県税条例第60条の2および第71条の改正規定ならびに附則第3条の規定 令和11年4月1日

(5) 第1条中福井県県税条例附則第13条から第16条までの改正規定および附則第4条第4項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

（地方消費税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の福井県県税条例（以下「新条例」という。）第57条の2の4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う新条例第57条の2の4に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第3条 新条例第60条の2第1項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第71条第1項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分（新条例第25条の2および附則第12条の4の2の規定を除く。）は、令和9年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和8年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の6の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に

規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。)または同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)または同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第11条の5第4項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第11条の5第1項の土地等の譲渡について適用する。

4 新条例附則第13条および第14条の規定は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第50号議案

福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について

福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例を次のように制定する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法および一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項または第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(一時保護委託者の登録等の基準)

第5条 登録一時保護委託者の基準は、この条例に定めるものを除くほか、基準府令の定めるところによるものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を条例で定めることとされたため、この案を提出する。

第51号議案

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部改正について

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 22 日 提出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第 1 条 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成 1 8 年福井県条例第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (認定こども園の職員資格に係る特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第 1 の 1 の部(2)の項右欄アおよびイただし書の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園免許状所有者または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状(同項右欄イ本文に規定する普通免許状をいう。次項および附則第 7 項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>および養護教諭として従事している者を除く。次項および附則第 7 項において同じ。)をもって代えることができる。この場合</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (認定こども園の職員資格に係る特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第 1 の 1 の部(2)の項右欄アおよびイただし書の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園免許状所有者または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状(同項右欄イ本文に規定する普通免許状をいう。次項および附則第 7 項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。次項および附則第 7 項において同じ。)をもって代えることができる。この場合において、同部</p>

において、同部(2)の項右欄イただし書(イ)の規定は、適用しない。

4～6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表第1の1の部(1)の項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1の1の部(2)の項右欄ウ	アの規定により置かなければならない保育士	特定理学療法士等
附則第3項	別表第1の1の部(2)の項右欄アおよびイただし書の規定により置かなければならない保育士	幼稚園免許状所有者または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

8 別表第1の1の部(2)の項右欄ウおよび附則第6項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者(別表第1の1の部(2)の項右欄ウただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

幼稚園または保育所等に係る基準

	区分	基準
1 職員に関する基準	(1) 職員の設置に係る基準	(略)
	(2) 職員の資格に係る基準	ア・イ (略) ウ アおよびイの規定により置かなければならない保育士については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等

(2)の項右欄イただし書(イ)の規定は、適用しない。

4～6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表第1の1の部(1)の項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	別表第1の1の部(2)の項右欄アおよびイただし書の規定により置かなければならない保育士	幼稚園免許状所有者または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第1 (第3条関係)

幼稚園または保育所等に係る基準

	区分	基準
1 職員に関する基準	(1) 職員の設置に係る基準	(略)
	(2) 職員の資格に係る基準	ア・イ (略)

			以上の能力を有すると認められる者をいう。) または障がい児の療育に関する知識および経験を有する者であつて、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。				
		(3) (略)	(略)		(3) (略)	(略)	
2 学級に関する基準	(1) 学級の編制に係る基準	次に掲げるところにより、学級を編制するものであること。 ア (略) イ 1の学級に係る子どもの数が <u>30人</u> を超えないものであること。		2 学級に関する基準	(1) 学級の編制に係る基準	次に掲げるところにより、学級を編制するものであること。 ア (略) イ 1の学級に係る子どもの数が <u>35人</u> を超えないものであること。	
	(2)・(3) (略)	(略)			(2)・(3) (略)	(略)	
3～7 (略)		(略)		3～7 (略)		(略)	
8 教育および保育の実施に関する基準	ア (略) イ 職員は、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしないものであること。			8 教育および保育の実施に関する基準	ア (略) イ 職員は、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしないものであること。		
9・10 (略)		(略)		9・10 (略)		(略)	
11 管理および運営に関する基準	(1)～(4) (略) (5) 児童対象性暴力等の防止等に係る基準	(略) 設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))		11 管理および運営に関する基準	(1)～(4) (略)	(略)	

第5条 (略)

2 1学級の園児数は、30人以下を原則とする。

3 (略)

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭または保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

2 (略)

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1～4 (略)	(略)

備考

1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号および附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事する者の数をいう。

2～4 (略)

5 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)または障がい児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従

第5条 (略)

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 (略)

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

2 (略)

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1～4 (略)	(略)

備考

1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号および附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事する者の数をいう。

2～4 (略)

事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない

- 4 (略)
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
- (1) (略)
 - (2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭または養護助教諭
 - (3) (略)

附 則
(施行期日)

- 1 (略)
(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- 2・3 (略)
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)
- 4 (略)
(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)
- 5～7 (略)
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)
- 8 (略)
- 9 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 (略)
- 11 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 4 (略)
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
- (1) (略)
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭または養護助教諭
 - (3) (略)

附 則
(施行期日)

- 1 (略)
(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- 2・3 (略)
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)
- 4 (略)
(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)
- 5～7 (略)
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)
- 8 (略)
- 9 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 (略)
- 11 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

1 2 (略)

1 3 第6条第3項の表備考第5号および附則第9項から附則第12項までの規定により回表備考第1号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者または看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

1 4 第6条第3項の表備考第5号および附則第11項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

1 2 (略)

1 3 附則第9項から附則第12項までの規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年福井県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定（3歳以上4歳未満の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。</u>この場合において、第1条の規定による改正前の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例<u>（次項において「新条例」という。）</u>別表第1の1の部(1)の項の規</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間、第1条の規定による改正後の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定は、適用しない。</u>この場合において、第1条の規定による改正前の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

定（3歳以上4歳未満の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例別表第1の1の部(1)の項の規定（4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定（4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例（次項において「新条例」という。）第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の新条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の11の部(4)の項の次に1項を加える改正規定および第2条中福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第4条の次に2条を加える改正規定(第4条の3に係る部分に限る。)は、令和8年12月25日から施行する。

(福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の2の部(1)の項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

(福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第2条の規定による改正後の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

提 案 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第52号議案

福井県地域未来基金条例の制定について

福井県地域未来基金条例を次のように制定する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第 号

福井県地域未来基金条例

(設置)

第1条 地域産業の成長発展に資する事業に要する経費の財源に充てるため、福井県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、第1条に規定する経費の財源に充てるため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

国の地域未来戦略を踏まえ、地域産業の成長発展に資する事業に要する経費の財源に充てるため、福井県地域未来基金を設置したいので、この案を提出する。

第53号議案 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

福井県条例第 号

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例

(外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正)

第1条 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例(平成16年福井県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第1条関係) 1~13 (略)	別表(第1条関係) 1~13 (略)

<u>14</u> (略)	<u>14</u> 公益財団法人福井県労働者福祉基金協会
<u>15</u> (略)	<u>15</u> (略)
<u>16</u> (略)	<u>16</u> (略)
<u>17</u> (略)	<u>17</u> (略)
<u>18</u> (略)	<u>18</u> (略)
<u>19</u> (略)	<u>19</u> (略)
<u>20</u> (略)	<u>20</u> (略)
<u>21</u> (略)	<u>21</u> (略)
<u>22</u> (略)	<u>22</u> (略)
<u>23</u> (略)	<u>23</u> (略)
	<u>24</u> (略)

(地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正)

第2条 地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例(平成24年福井県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項第3号に規定する県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社のうち条例で定める法人は、次に掲げるものとする。 (1)~(6) (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項第3号に規定する県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社のうち条例で定める法人は、次に掲げるものとする。 (1)~(6) (略) <u>(7)</u> 公益財団法人福井県労働者福祉基金協会 <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

公益社団法人福井県労働者福祉基金協会を条例で規定する法人から削除する必要があるので、この案を提出する。

第54号議案

県有財産の取得について

若狭湾エネルギー研究センターの研究用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和8年6月22日提出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 透過型電子顕微鏡 |
| 2 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 者 | 福井市経田1丁目104
株式会社ホクシン
代表取締役社長 前 野 光 正 |
| 4 | 契 約 金 額 | 一金 119,900,000円 |

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第55号議案 福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約の変更について

福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

- | | | | |
|---------|--|-----|-------------------|
| 1 工事名称 | 福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事 | | |
| 2 工事内容 | 総トン数 199トン | | |
| 3 契約者 | 静岡県静岡市清水区三保3797番地
常石三保造船株式会社
代表取締役社長 壇 上 明 人 | | |
| 4 変更の内容 | 契約金額 | 変更前 | 一金 2,213,200,000円 |
| | | 変更後 | 一金 2,371,473,000円 |

5 変更を必要とする理由

移設予定の機器の故障による追加工事に伴い、契約金額を変更する必要等が生じた。

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案

を提出する。

第56号議案

専決処分につき承認を求めることについて

令和8年度福井県一般会計補正予算（第1号）については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

令和8年度福井県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,468,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505,636,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年6月10日

福井県知事 石田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
13 繰越金		1,000,000	468,084	1,468,084	
	1 繰越金	1,000,000	468,084	1,468,084	
14 諸収入		30,372,027	4,000,000	34,372,027	
	3 貸付金元利収入	25,065,871	4,000,000	29,065,871	
補正されなかった款に係る額		469,796,080		469,796,080	
歳 入 合 計		501,168,107	4,468,084	505,636,191	

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		40,887,844	0	40,887,844
	1 総務管理費	14,049,577	0	14,049,577
7 商工費		36,133,992	4,468,084	40,602,076
	1 商業費	29,190,700	4,468,084	33,658,784
補正されなかった款に係る額		424,146,271		424,146,271
歳 出 合 計		501,168,107	4,468,084	505,636,191

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	138,696,326		138,696,326
2 地方消費税清算金	46,463,886		46,463,886
3 地方譲与税	18,892,308		18,892,308
4 地方特例交付金	4,621,000		4,621,000
5 地方交付税	138,270,000		138,270,000
6 交通安全対策特別交付金	130,000		130,000
7 分担金および負担金	1,798,885		1,798,885
8 使用料および手数料	5,518,075		5,518,075
9 国庫支出金	60,396,802		60,396,802
10 財産収入	1,959,701		1,959,701
11 寄附金	1,992,585		1,992,585
12 繰入金	10,344,512		10,344,512
13 繰越金	1,000,000	468,084	1,468,084
14 諸収入	30,372,027	4,000,000	34,372,027
15 県債	40,712,000		40,712,000
歳入合計	501,168,107	4,468,084	505,636,191

(歳 出)				(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	1,035,599		1,035,599				
2 総 務 費	40,887,844		40,887,844			468,084	△468,084
3 民 生 費	55,133,945		55,133,945				
4 衛 生 費	29,170,130		29,170,130				
5 労 働 費	1,648,095		1,648,095				
6 農 林 水 産 費	26,165,961		26,165,961				
7 商 工 費	36,133,992	4,468,084	40,602,076			4,000,000	468,084
8 土 木 費	44,811,820		44,811,820				
9 警 察 費	24,665,741		24,665,741				
10 教 育 費	108,644,568		108,644,568				
11 災 害 復 旧 費	4,978,383		4,978,383				
12 公 債 費	68,199,223		68,199,223				
13 諸 支 出 金	59,192,806		59,192,806				
14 予 備 費	500,000		500,000				
歳 出 合 計	501,168,107	4,468,084	505,636,191			4,468,084	0

2 歳 入

(款) 13 繰越金

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補正額	計	備 考
(款) 13 繰越金	1,000,000	468,084	1,468,084	
(項) 1 繰越金	1,000,000	468,084	1,468,084	

(款) 13 繰越金 (項) 1 繰越金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,000,000	468,084	1,468,084	繰越金	468,084	

(款) 14 諸 収 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
14	諸 収 入	30,372,027	4,000,000	34,372,027	
(項)					
3	貸付金元利収入	25,065,871	4,000,000	29,065,871	

(款) 14 諸 収 入 (項) 3 貸付金元利収入						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 商工費貸付金元利収入	24,809,110	4,000,000	28,809,110	制度融資資金	4,000,000	

3 歳 出

(款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 2 総務費	40,887,844	0	40,887,844			468,084	△468,084	
(項) 1 総務管理費	14,049,577	0	14,049,577			468,084	△468,084	

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
6 会計管理費	221,020	0	221,020			出納管理費	0			(繰越) 468,084	△468,084	
						計	0			468,084	△468,084	

(款) 7 商工費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 7 商工費	36,133,992	4,468,084	40,602,076			4,000,000	468,084	
(項) 1 商業費	29,190,700	4,468,084	33,658,784			4,000,000	468,084	

(款) 7 商 工 費 (項) 1 商 業 費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一 般 財 源	
								国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 商業振興費	27,287,742	4,468,084	31,755,826	(18) 負担金補助 および交付 金	468,084	金融対策事業費	4,468,084			(諸)	468,084	
				(20) 貸 付 金	4,000,000					4,000,000	468,084	
						計	4,468,084			4,000,000	468,084	

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第9号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月20日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市

2 損害賠償の額 37,400円

3 事故の態様

令和7年11月20日午前10時45分頃、衛生環境研究センターの県有自動車^が、福井市舟橋新2丁目801の市道において、相手方が所有する縁石に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第10号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月21日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 34,800円

3 事故の態様

令和7年11月21日午後5時22分頃、中山間農業・畜産課の県有自動車^が、福井市足羽1丁目1番1号先県道交差点において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第4号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月14日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 11,400円

3 事故の態様

令和8年1月3日午後6時00分頃、主要地方道福井四ヶ浦線福井市白滝町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第5号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月14日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

2 損害賠償の額 412,760円

3 事故の態様

令和8年1月25日午後1時30分頃、主要地方道三国春江線坂井市三国町西野中地係において、相手方が所有する自動車が、対向車が道路の舗装剥がれを通行した際に飛散したアスファルト塊に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

樹木から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第6号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり樹木から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月14日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

三方上中郡若狭町 個人

2 損害賠償の額 118,734円

3 事故の態様

令和8年1月26日午後2時40分頃、一般国道162号三方上中郡若狭町鳥浜地係において、相手方が所有する自動車が樹木から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

樹木から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第7号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり樹木から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月14日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 個人

2 損害賠償の額 132,000円

3 事故の態様

令和8年2月5日午後0時55分頃、一般国道158号福井市薬師町地係において、相手方が所有する自動車が樹木から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第8号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年5月15日

福井県知事 石田嵩人

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 2,638,600円

3 事故の態様

令和8年2月10日午後7時30分頃、一般国道365号丹生郡越前町梅浦地係において、相手方が所有する自動車が道路斜面から落下した石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第28号

令和7年度 福井県一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 および 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国庫支出金	地 方 債	そ の 他
農 林 水産費	水産業費	漁業資源調査船 「福井丸」建造事業費	2,462,411,000	802,167,000		802,167,000	799,453,724	2,713,276	2,713,276	2,713,276			
土木費	道 路 橋りょう費	道路新設改良費 (福井港丸岡インター 連絡道路 坂井市坂井町福島～ 丸岡町八ツ口地係)	2,200,000,000	360,000,000	132,000,000	492,000,000	302,000,000	190,000,000	190,000,000	500,000	104,500,000	85,000,000	
土木費	道 路 橋りょう費	道路新設改良費 (福井港丸岡インター 連絡道路 坂井市坂井町福島～ 丸岡町八ツ口地係 4号、5号高架橋 (仮称))	4,340,000,000	710,000,000	840,000,000	1,550,000,000	1,282,000,000	268,000,000	268,000,000	3,600,000	147,400,000	117,000,000	
土木費	道 路 橋りょう費	道路新設改良費 (福井港丸岡インター 連絡道路 坂井市坂井町福島～ 丸岡町八ツ口地係 側道橋 (仮称))	300,000,000	110,000,000		110,000,000	44,000,000	66,000,000	66,000,000	1,700,000	36,300,000	28,000,000	

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 および 支 見 込 額	残 額	翌年度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度繰 越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国庫支出金	地 方 債	そ の 他
土木費	道路 橋りょう費	橋りょう新設改良費 (一般国道) 162号 小浜市一番町～ 雲浜地係 西津橋(仮称)、 大手橋(仮称))	2,600,000,000	1,110,000,000	20,000,000	1,130,000,000	270,000,000	860,000,000	860,000,000		473,000,000	387,000,000	
土木費	河川海岸費	吉野瀬川ダム建設費	15,300,000,000	1,594,900,000	3,066,638,000	4,661,538,000	3,311,538,000	1,350,000,000	1,350,000,000		675,000,000	675,000,000	
災害 復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費 (一級河川) 打波川 大野市上打波地係 落差工	1,400,000,000	100,000,000	255,000,000	355,000,000	155,000,000	200,000,000	200,000,000	8,600,000	133,400,000	58,000,000	
災害 復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費 (木の勢谷川) 大野市上打波地係 砂防堰堤工	550,000,000	280,000,000	100,000,000	380,000,000	250,000,000	130,000,000	130,000,000	5,290,000	86,710,000	38,000,000	

令和 8 年 6 月 22 日 提出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

報告第29号

令和7年度 福井県一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
総務費	総務管理費	高度情報化対策事業費	3,168,000	3,168,000		528,000		1,804,000	836,000
総務費	総務管理費	県庁舎維持管理費	129,191,000	129,191,000			6,000,000		123,191,000
総務費	企画費	地域交通対策推進事業費	1,004,507,000	1,004,507,000		48,636,000	305,000,000		650,871,000
総務費	企画費	企画調整事業費	580,871,000	554,278,000		226,363,000	94,000,000		233,915,000
総務費	企画費	嶺南振興局費	68,131,000	60,055,000		2,241,000			57,814,000
総務費	企画費	北陸新幹線建設事業費	66,473,000	33,102,776			28,000,000	1,242,251	3,860,525
総務費	企画費	高速交通企画推進事業費	163,000,000	163,000,000			16,000,000		147,000,000
総務費	企画費	社会貢献活動推進費	5,821,000	5,821,000		2,812,000			3,009,000
総務費	企画費	安全・安心まちづくり対策費	14,145,000	14,145,000		14,145,000			
総務費	企画費	国際交流事業費	36,683,000	36,683,000			33,000,000		3,683,000
総務費	企画費	放射線監視事業費	457,920,000	457,920,000		457,920,000			
総務費	企画費	青少年健全育成費	33,135,000	33,135,000		8,282,000			24,853,000
総務費	企画費	男女共同参画推進事業費	48,004,000	48,004,000		20,807,000			27,197,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
総務費	企画費	生活学習館費	249,188,000	249,188,000		463,000	221,000,000		27,725,000
総務費	企画費	県民交通安全思想普及費	7,517,000	7,517,000		3,758,000			3,759,000
総務費	市町振興費	市町振興調整費	50,100,000	50,100,000		7,500,000			42,600,000
総務費	防災費	防災対策費	679,961,000	602,811,000		542,952,000			59,859,000
総務費	防災費	防災行政無線整備事業費	301,300,000	301,300,000			301,000,000		300,000
総務費	防災費	消防学校費	129,349,000	129,349,000					129,349,000
民生費	社会福祉費	民間法人指導育成費	2,827,000	2,076,000		2,076,000			
民生費	社会福祉費	社会福祉推進費	127,678,000	127,678,000		17,413,000	58,000,000		52,265,000
民生費	社会福祉費	社会福祉施設整備費	73,083,000	73,083,000		48,722,000	24,000,000		361,000
民生費	社会福祉費	身体障がい者福祉事業費	836,972,000	735,453,215		542,958,215			192,495,000
民生費	社会福祉費	身体障がい者更生相談所費	333,000	333,000					333,000
民生費	社会福祉費	障がい者自立支援推進費	6,350,000	6,350,000		3,175,000			3,175,000
民生費	社会福祉費	老人福祉施設整備費	629,106,000	457,400,000		97,530,000	97,000,000	262,340,000	530,000
民生費	社会福祉費	介護保険事業費	2,977,404,000	2,776,827,260		2,542,451,260			234,376,000
民生費	児童福祉費	児童健全育成費	13,050,000	12,307,000			2,000,000		10,307,000
民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	74,940,000	68,645,512		63,442,512	4,000,000		1,203,000

民生費	児童福祉費	保 育 所 費	4,940,000	4,940,000		2,470,000		2,470,000
民生費	児童福祉費	こども療育センター運営費	9,591,000	9,591,000			2,000,000	7,591,000
民生費	生活保護費	生 活 保 護 費	16,436,000	16,436,000		12,327,000		4,109,000
民生費	自然保護費	自 然 公 園 整 備 事 業 費(公共)	36,367,000	35,310,000		16,164,000	19,000,000	146,000
民生費	自然保護費	海 浜 自 然 セ ン タ ー 費	15,122,000	15,122,000			13,000,000	2,122,000
衛生費	公衆衛生費	健 康 づ く り 推 進 事 業 費	41,487,000	41,487,000		15,589,000		25,898,000
衛生費	公衆衛生費	特 定 疾 患 対 策 費	1,007,000	1,007,000		1,007,000		
衛生費	環境衛生費	環 境 基 本 計 画 推 進 事 業 費	404,563,000	404,563,000		398,500,000		6,063,000
衛生費	保健所費	保 健 所 運 営 費	247,596,000	230,728,000			207,000,000	23,728,000
衛生費	医薬費	医 薬 総 務 管 理 費	3,476,067,000	3,083,668,000		1,620,329,000		1,463,339,000
衛生費	医薬費	監 視 指 導 費	95,026,000	91,314,000			91,314,000	
衛生費	医薬費	緊 急 時 安 全 対 策 費	53,526,000	17,460,000		17,460,000		
衛生費	医薬費	看 護 専 門 学 校 運 営 費	2,864,000	2,864,000				2,864,000
労働費	労政費	障 が い 者 雇 用 促 進 費	25,238,000	25,238,000		2,083,000		23,155,000
労働費	労政費	新 規 雇 用 対 策 費	297,777,000	297,777,000		132,281,000		165,496,000
労働費	労政費	労 働 環 境 改 善 事 業 費	294,668,000	294,668,000		287,296,000		7,372,000
農林水産費	農業費	農 業 経 営 対 策 事 業 費	688,715,000	688,715,000		666,023,000		22,692,000
農林水産費	農業費	農 村 振 興 対 策 事 業 費	970,000	970,000		485,000		485,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
農林水産費	農業費	特産品流通対策事業費	43,648,000	43,648,000		11,824,000			31,824,000
農林水産費	農業費	福井型食生活推進事業費	376,884,000	376,884,000		376,884,000			
農林水産費	農業費	園芸生産振興事業費	36,759,000	36,759,000		20,000,000			16,759,000
農林水産費	農業費	水田農業対策事業費	39,851,000	39,851,000					39,851,000
農林水産費	農業費	主要農作物採種管理費	24,300,000	24,300,000		9,300,000		15,000,000	
農林水産費	農業費	農業試験場費	44,303,000	44,303,000					44,303,000
農林水産費	畜産業費	畜産経営対策事業費	9,573,000	9,573,000		9,573,000			
農林水産費	畜産業費	奥越高原牧場費	5,717,000	5,717,000					5,717,000
農林水産費	農地費	地籍調査費補助金	13,336,000	13,335,000		8,890,000			4,445,000
農林水産費	農地費	土地改良区育成強化対策事業費	11,200,000	9,700,000		9,700,000			
農林水産費	農地費	県営かんがい排水事業費(公共)	701,955,000	536,955,000		288,569,000	126,000,000	119,796,000	2,590,000
農林水産費	農地費	県営土地改良総合整備事業費(公共)	6,806,460,000	5,410,610,000		2,890,810,000	1,457,000,000	714,220,000	348,580,000
農林水産費	農地費	県営一般農道整備事業費(公共)	104,066,000	87,558,000		43,779,000	19,000,000	21,889,500	2,889,500
農林水産費	農地費	団体営基盤整備促進事業費(公共)	118,600,000	118,600,000		81,250,000	6,000,000		31,350,000
農林水産費	農地費	県営農村総合整備事業費(公共)	249,091,000	249,091,000		137,000,000	68,000,000	37,364,000	6,727,000
農林水産費	農地費	団体営農村総合整備事業費(公共)	118,670,000	118,670,000		103,300,000			15,370,000

農林水産費	農地費	防災ダム事業費(公共)	180,000,000	80,000,000		44,000,000	28,000,000	4,000,000	4,000,000
農林水産費	農地費	県営ため池等整備事業費(公共)	2,338,459,000	1,567,914,000		1,033,449,500	313,000,000	156,749,000	64,715,500
農林水産費	農地費	団体営ため池等整備事業費(公共)	46,615,000	46,615,000		31,700,000	6,000,000		8,915,000
農林水産費	農地費	湛水防除事業費(公共)	1,129,000,000	653,000,000		359,150,000	187,000,000	97,950,000	8,900,000
農林水産費	林業費	緊急森林整備事業費	188,650,000	154,938,000		154,938,000			
農林水産費	林業費	県有林推進事業費	200,939,000	185,168,800					185,168,800
農林水産費	林業費	林業労働力対策費	20,000,000	20,000,000		20,000,000			
農林水産費	林業費	造林事業費(公共)	1,250,290,000	1,157,958,500		694,775,100			463,183,400
農林水産費	林業費	地域森林育成支援事業費	28,740,000	28,740,000		28,740,000			
農林水産費	林業費	県営林道事業費(公共)	148,810,000	134,540,000		67,270,000	60,000,000		7,270,000
農林水産費	林業費	団体営林道事業費(公共)	83,325,000	53,565,000		45,050,000			8,515,000
農林水産費	林業費	県単林道事業費	22,000,000	4,635,000					4,635,000
農林水産費	林業費	治山事業費(公共)	597,100,000	459,250,000		241,395,000	209,000,000		8,855,000
農林水産費	林業費	県単治山事業費	76,000,000	53,573,000			13,000,000		40,573,000
農林水産費	林業費	林業・木材産業構造改革事業費	2,442,000	2,442,000		2,442,000			
農林水産費	林業費	総合グリーンセンター費	11,710,000	11,710,000					11,710,000
農林水産費	林業費	林木育種事業費	3,750,000	3,750,000		3,750,000			
農林水産費	水産業費	沿岸漁業振興対策費	581,845,000	581,845,000		409,090,000			172,755,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
農林水産費	水産業費	水産試験場費	16,799,000	16,799,000					16,799,000
農林水産費	水産業費	栽培漁業センター費	16,060,000	16,060,000					16,060,000
農林水産費	水産業費	内水面総合センター費	13,134,000	13,134,000					13,134,000
農林水産費	水産業費	市町漁港改修事業費(公共)	36,250,000	36,250,000		36,250,000			
農林水産費	水産業費	漁港修築事業費(公共)	413,720,000	413,720,000		206,860,000	205,000,000		1,860,000
農林水産費	水産業費	漁港改修事業費(公共)	133,836,000	93,836,000		54,480,000	39,000,000		356,000
商工費	商業費	商業振興費	4,921,157,000	4,921,157,000		3,646,837,000		182,430,000	1,091,890,000
商工費	商業費	金融対策事業費	744,800,000	744,800,000		44,800,000		700,000,000	
商工費	商業費	情報産業集積促進事業費	51,879,000	51,879,000			27,000,000		24,879,000
商工費	工鉱業費	企業誘致事業費	7,176,000	7,176,000		2,257,000			4,919,000
商工費	工鉱業費	地場産業振興対策事業費	372,654,000	372,654,000		245,329,000	92,000,000		35,325,000
商工費	工鉱業費	工業技術センター費	69,757,000	69,757,000					69,757,000
商工費	工鉱業費	技術開発基盤整備事業費	34,581,000	34,581,000		17,290,000			17,291,000
商工費	工鉱業費	陶芸公園管理費	8,749,000	8,749,000			7,000,000		1,749,000
商工費	観光費	観光思想普及費	1,436,000	1,436,000		718,000			718,000
商工費	観光費	観光宣伝普及事業費	2,006,256,000	2,006,256,000		1,834,479,000			171,777,000

商工費	観光費	観光施設整備事業費	614,299,000	599,299,000			103,000,000		496,299,000
土木費	土木管理費	土木総務諸費	20,000,000	20,000,000		20,000,000			
土木費	土木管理費	法施行事務費	47,586,000	47,586,000		44,107,000			3,479,000
土木費	土木管理費	建築指導費	56,698,000	50,489,000			20,000,000		30,489,000
土木費	道路橋りょう費	重要路線整備推進費	24,000,000	24,000,000					24,000,000
土木費	道路橋りょう費	交通安全施設整備費(公共)	868,070,000	473,463,000		274,175,000	190,000,000		9,288,000
土木費	道路橋りょう費	道路災害防除費(公共)	964,760,000	962,485,000		557,435,000	393,000,000		12,050,000
土木費	道路橋りょう費	県単交通安全施設整備費	35,181,000	34,428,436			31,000,000		3,428,436
土木費	道路橋りょう費	県単道路補修費	275,800,000	261,595,135			155,000,000		106,595,135
土木費	道路橋りょう費	県単道路維持費	26,838,000	26,838,000					26,838,000
土木費	道路橋りょう費	駐車場整備事業特別会計繰出金	1,645,000	1,645,000					1,645,000
土木費	道路橋りょう費	道路改良費(公共)	6,836,661,000	4,368,307,000		2,424,523,000	1,873,000,000	7,174,000	63,610,000
土木費	道路橋りょう費	県単道路改良費	490,175,000	390,606,273		109,919,000	226,000,000	28,918,000	25,769,273
土木費	道路橋りょう費	原子力災害制圧道路等整備事業費	111,800,000	98,083,000				98,083,000	
土木費	道路橋りょう費	直轄道路事業負担金	1,652,800,000	1,530,173,029			1,529,000,000		1,173,029
土木費	道路橋りょう費	橋りょう補修費(公共)	1,982,194,000	1,640,354,000		956,322,000	665,000,000		19,032,000
土木費	道路橋りょう費	県単橋りょう補修費	56,479,000	55,876,000			55,000,000		876,000
土木費	道路橋りょう費	橋りょう整備費(公共)	2,621,000,000	1,309,184,940		717,027,000	588,000,000		4,157,940

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
土木費	道路橋りょう費	雪寒道路整備費(公共)	1,023,300,000	496,753,900		311,534,000	162,000,000	8,408,000	14,811,900
土木費	道路橋りょう費	県単雪寒道路整備費	55,000,000	33,000,000			26,000,000	6,600,000	400,000
土木費	河川海岸費	ダム管理費	4,708,000	4,708,000					4,708,000
土木費	河川海岸費	基幹河川改修費(公共)	3,520,900,000	2,126,700,000		1,063,350,000	1,043,000,000		20,350,000
土木費	河川海岸費	堰堤改良費(公共)	667,070,000	667,070,000		220,601,000	290,000,000	144,126,075	12,342,925
土木費	河川海岸費	日野川総合開発事業費(公共)	610,000,000	470,000,000		235,000,000	211,000,000		24,000,000
土木費	河川海岸費	総合流域防災事業費(公共)	2,045,073,000	1,509,292,230		739,456,115	644,000,000		125,836,115
土木費	河川海岸費	県単河川維持修繕費	912,150,000	701,228,700			440,000,000	12,607,000	248,621,700
土木費	河川海岸費	県単河川局部改良費	246,025,000	201,200,000			151,000,000	50,000,000	200,000
土木費	河川海岸費	県単河川開発費	240,000,000	240,000,000					240,000,000
土木費	河川海岸費	基幹河川改修費(受託)	5,344,000	5,344,000				5,344,000	
土木費	河川海岸費	河川調査費	37,400,000	33,915,000					33,915,000
土木費	河川海岸費	直轄河川事業負担金	3,240,375,000	2,547,989,000			2,547,000,000		989,000
土木費	河川海岸費	通常砂防事業費(公共)	1,984,940,000	1,530,457,211		757,508,276	746,000,000		26,948,935
土木費	河川海岸費	急傾斜地崩壊対策事業費(公共)	825,240,000	629,547,000		297,189,400	290,000,000	35,168,000	7,189,600
土木費	河川海岸費	砂防災害防止事業費	38,500,000	21,191,473			21,000,000		191,473

土木費	河川海岸費	県単砂防設備維持修繕費	8,127,000	4,280,000			2,000,000		2,280,000
土木費	河川海岸費	県単急傾斜地崩壊対策事業費	28,733,000	18,025,091				1,802,000	16,223,091
土木費	河川海岸費	海岸保全事業費(公共)	317,743,000	172,476,000		80,738,000	89,000,000		2,738,000
土木費	港湾費	港湾管理費	349,560,000	241,610,000		178,125,000			63,485,000
土木費	港湾費	港湾改修費(公共)	181,500,000	84,100,000		34,732,000	44,000,000		5,368,000
土木費	港湾費	県単港湾維持補修費	6,400,000	6,400,000					6,400,000
土木費	港湾費	直轄港湾事業負担金	1,084,200,000	508,740,000			508,000,000		740,000
土木費	港湾費	県単空港事業費	12,000,000	7,615,000					7,615,000
土木費	都市計画費	都市計画策定指導調査費	58,520,000	57,013,000		10,034,500			46,978,500
土木費	都市計画費	都市計画諸費	625,000	562,500					562,500
土木費	都市計画費	重要幹線街路事業費(公共)	513,000,000	355,319,000		198,791,000	75,000,000	78,263,000	3,265,000
土木費	都市計画費	県単街路事業費	76,500,000	52,007,604			29,000,000	18,237,785	4,769,819
土木費	都市計画費	都市公園整備事業費(公共)	10,500,000	3,480,200		1,740,100	1,000,000		740,100
土木費	都市計画費	県単都市公園整備事業費	9,161,000	4,532,000					4,532,000
土木費	住宅費	既設公営住宅改善事業費(公共)	168,070,000	93,811,200		32,737,000	58,000,000		3,074,200
警察費	警察管理費	庁舎維持管理費	78,561,000	78,561,000					78,561,000
警察費	警察活動費	交通安全施設整備費	2,957,000	2,957,000			2,000,000		957,000
警察費	警察活動費	交通安全対策費	6,386,000	6,386,000		3,193,000			3,193,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
教育費	教育総務費	教育指導管理費	3,667,326,000	3,607,326,000		3,602,830,000		2,000,000	2,496,000
教育費	教育総務費	教育総合研究所管理費	346,000	346,000		173,000			173,000
教育費	教育総務費	私学振興費	20,724,000	20,279,120		4,254,120			16,025,000
教育費	教育総務費	福井運動公園費	20,867,000	20,867,000			9,000,000		11,867,000
教育費	高等学校費	教育指導対策費	51,470,000	51,470,000		18,064,000		6,996,000	26,410,000
教育費	特別支援学校費	特別支援教育センター費	887,000	887,000					887,000
教育費	特別支援学校費	特別支援学校管理費	8,765,000	8,765,000			1,000,000		7,765,000
教育費	特別支援学校費	県立学校施設リフレッシュ事業費	134,234,000	134,234,000		17,961,000	36,000,000		80,273,000
教育費	大学費	高等教育振興費	464,011,000	391,601,300		233,326,000	124,000,000		34,275,300
教育費	社会教育費	こども歴史文化館費	3,232,000	3,232,000			2,000,000		1,232,000
教育費	社会教育費	芸術文化振興費	15,923,000	15,923,000		2,049,000	10,000,000		3,874,000
教育費	社会教育費	文化財保護費	9,278,000	9,278,000					9,278,000
教育費	社会教育費	図書館活動推進費	4,196,000	4,196,000		405,000			3,791,000
教育費	社会教育費	奥越高原青少年自然の家費	31,385,000	31,385,000			28,000,000		3,385,000
教育費	社会教育費	鯖江青年の家費	17,336,000	17,336,000					17,336,000
教育費	社会教育費	歴史博物館費	12,003,000	12,003,000			9,000,000		3,003,000

教育費	社会教育費	恐竜博物館費	10,098,000	10,098,000					10,098,000
教育費	社会教育費	一乗谷朝倉氏遺跡博物館費	75,900,000	75,900,000			68,000,000		7,900,000
教育費	社会教育費	美術館費	75,130,000	75,130,000					75,130,000
教育費	保健体育費	社会体育振興費	8,768,000	8,768,000		4,384,000			4,384,000
教育費	保健体育費	スポーツ振興費	16,995,000	16,995,000		5,692,000			11,303,000
教育費	保健体育費	体育施設管理費	117,012,000	84,976,208			8,000,000	58,631,000	18,345,208
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧費(公共)	40,000,000	40,000,000		40,000,000			
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧費(公共)	735,000,000	660,849,100		431,898,000	213,000,000		15,951,100

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第30号

令和7年度 福井県一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国庫	地方債	その他		
民生費	社会福祉費	社会福祉推進費	55,440,000		55,440,000		55,440,000			49,000,000		6,440,000	調査測量の結果による計画変更のため
労働費	労政費	労働環境改善事業費	155,024,100	110,499,900	44,524,200		44,524,200					44,524,200	関係機関との協議に不測の日数を要したため
農林水産費	農地費	県営かんがい排水事業費(公共)	654,990,000	619,990,000	35,000,000		35,000,000		17,500,000	8,000,000	8,750,000	750,000	資材調達等に時間を要したため
農林水産費	農地費	県営土地改良総合整備事業費(公共)	3,543,518,000	3,533,518,000	10,000,000		10,000,000		5,000,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	掘削面崩壊による計画変更のため

災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧 費(公共)	718,010,000	663,596,000	54,414,000		54,414,000		54,414, 000				地元調整 に時間を 要したた め
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復 旧費(公共)	2,305,166,407	2,191,166, 407	114,000,000		114,000,000		76,038, 000	36,000, 000		1,962,000	豪雨によ り不測の 日数を要 したため

令和 8 年 6 月 22 日 提出

福井県知事 石 田 嵩 人

報告第31号

令和7年度 福井県営産業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
商工費	県営産業団地 整備費	県営産業団地整備事業費	6,572,000	6,572,000			4,000,000	2,572,000	

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第32号

令和7年度 福井県県有林事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
農林水産費	県有林費	県有林維持管理事業費	375,049,000	346,168,000		160,999,200		185,168,800	

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第33号

令和7年度 福井県駐車場整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
土木費	駐車場 整備費	駐車場 運営費	3,500,000	3,500,000		1,855,000		1,645,000	

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第34号

令和7年度 福井県港湾整備事業特別会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 および 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国庫支出金	地 方 債	そ の 他
土木費	港湾費	敦賀港港湾整備事業費	1,519,558,000	759,000,000		759,000,000	309,000,000	450,000,000				450,000,000	

令和8年6月22日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

報告第35号

令和7年度 福井県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
土木費	港湾費	港湾施設整備事業費	748,400,000	581,400,000			535,000,000	46,400,000	

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第36号

令和7年度 福井県病院事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の額 総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	出資金	その他	
資本的支出	建設改良費	陽子線がん治療センター治療装置更新事業	3,773,000,000	594,000,000	283,373,200	877,373,200	872,300,000	5,073,200	5,073,200	5,073,200				0

令和8年6月22日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

報告第37号

令和7年度 福井県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金	その他			
資本的支出	建設改良費	医療用器械備品整備費	26,260,850		26,260,850	15,000,000	6,579,000		4,681,850	0	0	資材調達に時間を要したため

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第38号

令和7年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	福井臨海工業用地等造成事業費	福井臨海工業用地等造成事業費	162,245,000	49,946,000	112,299,000				112,299,000	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第39号

令和7年度 福井県工業用水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の額 総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	出資金	その他	
資本的支出	臨海工業用水道設備改良費	臨海工業用水道設備改良費	2,255,462,000	517,803,000	40,758,000	558,561,000	338,143,000	220,418,000	220,418,000				220,418,000	0

令和8年6月22日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

報告第40号

令和7年度 福井県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	坂井地区水道用水供給事業設備改良費	坂井地区水道用水供給事業	539,809,000	302,684,000	237,125,000		6,284,000		230,841,000	0	0	資材調達に時間を要したため
資本的支出	日野川地区水道用水供給事業設備改良費	日野川地区水道用水供給事業	2,096,000		2,096,000				2,096,000	0	0	資材調達に時間を要したため

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第41号

令和7年度 福井県臨海下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	福井臨海下水道設備改良費	福井臨海下水道事業	12,056,000	5,072,000	6,984,000		1,549,846		5,434,154	0	0	工法検討に時間を要したため

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第42号

令和7年度 福井県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	建設改良費	建設改良事業費	1,275,500,000	212,000,000	1,063,500,000	211,750,000	639,000,000		212,750,000	0	0	資材調達に時間を要したため

令和8年6月22日提出

福井県知事 石田嵩人

予 算 案 說 明 書

歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負)とあるのは……………分担金および負担金

(使)とあるのは……………使用料および手数料

(財)とあるのは……………財 産 収 入

(寄)とあるのは……………寄 附 金

(繰入)とあるのは……………繰 入 金

(繰越)とあるのは……………繰 越 金

(諸)とあるのは……………諸 収 入

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	138,696,326		138,696,326
2 地方消費税清算金	46,463,886		46,463,886
3 地方譲与税	18,892,308		18,892,308
4 地方特例交付金	4,621,000		4,621,000
5 地方交付税	138,270,000	5,500,000	143,770,000
6 交通安全対策特別交付金	130,000		130,000
7 分担金および負担金	1,798,885	531,608	2,330,493
8 使用料および手数料	5,518,075		5,518,075
9 国庫支出金	60,396,802	8,837,088	69,233,890
10 財産収入	1,959,701	261	1,959,962
11 寄附金	1,992,585	66,613	2,059,198
12 繰入金	10,344,512	3,214,981	13,559,493
13 繰越金	1,468,084	2,031,916	3,500,000
14 諸収入	34,372,027	349,330	34,721,357
15 県債	40,712,000	7,595,000	48,307,000
歳入合計	505,636,191	28,126,797	533,762,988

(歳出)				(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,035,599		1,035,599				
2 総務費	40,887,844	1,337,622	42,225,466	26,860	621,000	4,505,950	△3,816,188
3 民生費	55,133,945	226,681	55,360,626	12,673	10,000	2,458	201,550
4 衛生費	29,170,130	463,150	29,633,280	375,901			87,249
5 労働費	1,648,095	9,806	1,657,901	4,903			4,903
6 農林水産費	26,165,961	1,986,569	28,152,530	1,025,364	435,000	119,869	406,336
7 商工費	40,602,076	6,338,258	46,940,334	458,926		28,589	5,850,743
8 土木費	44,811,820	13,212,049	58,023,869	3,645,492	6,480,000	442,884	2,643,673
9 警察費	24,665,741	33,858	24,699,599	15,236			18,622
10 教育費	108,644,568	4,518,804	113,163,372	3,271,733	49,000	1,094,959	103,112
11 災害復旧費	4,978,383		4,978,383				
12 公債費	68,199,223		68,199,223				
13 諸支出金	59,192,806		59,192,806				
14 予備費	500,000		500,000				
歳出合計	505,636,191	28,126,797	533,762,988	8,837,088	7,595,000	6,194,709	5,500,000

2 歳 入

(款) 5 地方交付税

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
5	地方交付税	138,270,000	5,500,000	143,770,000	
(項)					
1	地方交付税	138,270,000	5,500,000	143,770,000	

入(款) 5 地方交付税

(款) 5 地方交付税 (項) 1 地方交付税						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	138,270,000	5,500,000	143,770,000	地方交付税	5,500,000	

(款) 7 分担金および負担金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
7	分担金および負担金	1,798,885	531,608	2,330,493	
(項)					
1	負担金	1,798,885	531,608	2,330,493	

入(款) 7 分担金および負担金

(款) 7 分担金および負担金 (項) 1 負担金						(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 農林水産費負担金	865,000	98,927	963,927	農地費	98,927	
4 土木費負担金	875,736	432,681	1,308,417	道路橋りょう費	66,747	
				河川海岸費	23,345	
				都市計画費	342,589	

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
9	国庫支出金	60,396,802	8,837,088	69,233,890	
(項)					
1	国庫負担金	31,351,776	3,570,224	34,922,000	
2	国庫補助金	28,400,647	5,260,864	33,661,511	
3	委託金	644,379	6,000	650,379	

入(款) 9 国庫支出金

(款) 9 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 農林水産費国庫負担金	1,093,035	150,070	1,243,105	林業費	112,720	
				水産業費	37,350	
6 土木費国庫負担金	7,586,552	3,420,154	11,006,706	道路橋りょう費	2,005,937	
				河川海岸費	502,936	
				港湾費	61,000	
				都市計画費	850,281	
(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	9,941,820	26,860	9,968,680	企画費	26,860	原子力サイクルビジネス推進事業 11,000
						ふくい型官民共創応援プロジェクト 8,523
						関係人口拡大・創出事業 2,437
2 民生費国庫補助金	1,670,954	6,673	1,677,627	児童福祉費	3,692	若者のつながりから始まる「はび縁」創出事業 3,008
				自然保護費	2,981	年縞博物館の将来像・周辺施設との連携強化検討事業 1,229
3 衛生費国庫補助金	2,151,672	375,901	2,527,573	公衆衛生費	38,396	災害時等歯科保健医療提供体制整備事業 38,016

				医薬費	337,505	妊産婦等交通費等支援事業（ハイリスク妊婦交通費等支援事業） 380 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業 128,401 交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 97,689 施設整備促進支援事業 56,020 分娩取扱・小児医療施設支援事業 30,825 県内医療機関の勤務環境改善支援事業 19,836 災害時等歯科保健医療提供体制整備事業 4,734
4 労働費国庫補助金	93,287	4,903	98,190	労政費	4,903	ウェルビーイング経営推進事業 4,903
5 農林水産費国庫補助金	7,976,086	875,294	8,851,380	農業費 畜産業費 農地費 林業費	11,340 2,882 718,043 143,029	農業×夢プラン発掘事業 7,564 ふくい畜産担い手確保事業 2,719 県産ブランド畜産物消費拡大PR事業 163 農業水利施設電気料金高騰対策事業 5,773
6 商工費国庫補助金	620,832	458,926	1,079,758	商業費	458,926	電気・ガス料金負担軽減支援事業 451,231 伝統工芸異分野交流事業 7,138 海外ビジネス拡大支援事業 557
7 土木費国庫補助金	852,455	225,338	1,077,793	土木管理費 道路橋りょう費 港湾費	6,050 188,000 25,528	ドローン活用環境整備プロジェクト 6,050

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				住宅費	5,760	
8 警察費国庫補助金	407,164	15,236	422,400	警察管理費	15,236	
9 教育費国庫補助金	4,285,657	3,271,733	7,557,390	小中学校費	11,733	
				高等学校費	3,260,000	

(款) 9 国庫支出金 (項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育費委託金	35,868	6,000	41,868	教育総務費	6,000	福井モデル保育人材コンソーシアム 6,000

(款) 10 財産収入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
10	財産収入	1,959,701	261	1,959,962	
(項)					
2	財産売払収入	547,090	261	547,351	

(款) 10 財 産 収 入 (項) 2 財産売払収入						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 物品売払収入	54,987	261	55,248	動物売払代金	261	

(款) 11 寄 附 金

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
	11 寄 附 金	1,992,585	66,613	2,059,198	
(項)					
	1 寄 附 金	1,992,585	66,613	2,059,198	

入(款) 11 寄 附 金

(款) 11 寄 附 金 (項) 1 寄 附 金						(第6目教育費寄附金を第7目とし、第5目土木費寄附金を第6目とし、新たに第5目商工費寄附金を設ける。)	(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 総務費寄附金	227,828	1,000	228,828	企画費	1,000		
5 商工費寄附金		28,589	28,589	商業費	28,589	ふくい創業・ベンチャー支援プログラム 28,589	
7 教育費寄附金	229,323	37,024	266,347	社会教育費	37,024	嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクト 37,024	

(款) 12 繰入金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
12	繰入金	10,344,512	3,214,981	13,559,493	
(項)					
2	公営企業会計繰入金	121,045	10,203	131,248	
3	基金繰入金	10,019,761	3,204,778	13,224,539	

入(款) 12 繰入金

(款) 12 繰入金 (項) 2 公営企業会計繰入金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 工業用水道事業会計繰入金	11,270	5,316	16,586	繰入金	5,316	
3 水道用水供給事業会計繰入金	72,717	4,887	77,604	繰入金	4,887	
(款) 12 繰入金 (項) 3 基金繰入金 (第24目奨学育英基金繰入金から第26目スポーツふくい基金繰入金までを2目ずつ、第1目地域振興基金繰入金から第23目公立学校情報機器整備基金繰入金までを1目ずつ繰り下げ、新たに第1目財政調整基金繰入金、第25目教育振興基金繰入金を設ける。) (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金		2,147,934	2,147,934	繰入金	2,147,934	
25 教育振興基金繰入金		1,056,844	1,056,844	繰入金	1,056,844	県立高校教育改革推進事業 1,056,844

(款) 13 繰越金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
	13 繰越金	1,468,084	2,031,916	3,500,000	
(項)					
	1 繰越金	1,468,084	2,031,916	3,500,000	

入(款) 13 繰越金

(款) 13 繰越金 (項) 1 繰越金						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,468,084	2,031,916	3,500,000	繰越金	2,031,916	

(款) 14 諸 収 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
14	諸 収 入	34,372,027	349,330	34,721,357	
(項)					
4	受託事業収入	459,738	20,681	480,419	
7	雑 入	2,604,984	328,649	2,933,633	

入(款) 14 諸 収 入

(款) 14 諸 収 入 (項) 4 受託事業収入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産費受託事業収入	55,011	20,681	75,692	農業費	20,681	
(款) 14 諸 収 入 (項) 7 雑 入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,593,911	328,649	2,922,560	職員手当返還金	15,000	年縞博物館の将来像・周辺施設との連携強化検討事業 2,458
				保険料被保険者負担金	1,091	
				雑入	312,558	

(款) 15 県 債

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
15 県	債	40,712,000	7,595,000	48,307,000	
(項)					
1 県	債	40,712,000	7,595,000	48,307,000	

入(款) 15 県 債

(款) 15 県 債 (項) 1 県 債						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,032,000	621,000	2,653,000	企画費	621,000	
2 民生債	1,246,000	10,000	1,256,000	自然保護費	10,000	
5 農林水産債	4,038,000	435,000	4,473,000	畜産業費	20,000	ふくい畜産担い手確保事業 1,000
				農地費	267,000	
				林業費	106,000	
				水産業費	42,000	
7 土木債	21,632,000	6,480,000	28,112,000	道路橋りょう費	4,395,000	
				河川海岸費	1,386,000	
				港湾費	152,000	
				都市計画費	528,000	
				住宅費	19,000	
9 教育債	8,008,000	49,000	8,057,000	小中学校費	10,000	
				高等学校費	39,000	県立学校トイレ環境改善事業 35,000

3 歳 出

(款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 2 総務費	40,887,844	1,337,622	42,225,466	26,860	621,000	4,505,950	△3,816,188	
(項) 1 総務管理費	14,049,577	422,447	14,472,024	4,900		4,504,950	△4,087,403	
2 企画費	14,720,517	881,175	15,601,692	21,960	621,000	1,000	237,215	
6 防災費	2,363,113	34,000	2,397,113				34,000	

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費													
(単位 千円)													
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国支出金	地方債	その他			
1 一般管理費	10,119,877	77,407	10,197,284	(12) 委託料	75,329	職員給与費	0			(諸) 15,000	△15,000	ハラメント対策強化事業 2,706 県市町共同DX推進事業 74,701	
				(13) 使用料および賃借料	2,078	一般管理運営費	2,706				2,706		2,706
						高度情報化対策事業費	74,701				74,701		74,701
						計	77,407				15,000		62,407
2 人事管理費	299,113	24,514	323,627	(10) 需用費	7,389	職員厚生費	24,514				24,514	共創スペース拡大・県庁食堂リニューアル事業 24,514	
				(12) 委託料	4,955								
				(17) 備品購入費	12,170								
						計	24,514				24,514		24,514
6 会計管理費	221,020	310,726	531,746	(10) 需用費	270,100	出納管理費	310,726			(繰越) 2,031,916	△2,031,290		
				(11) 役務費	40,000					(諸) 310,100			
				(12) 委託料	626								
						計	310,726				2,342,016		△2,031,290
7 財産管理費	2,637,777	0	2,637,777			財政調整基金積立金	0			(繰入) 2,147,934	△2,147,934		

						計	0			2,147,934	△2,147,934	
8 県事務所費	104,831	9,800	114,631	(12) 委託料	9,800	東京事務所費	9,800	4,900			4,900	
						計	9,800	4,900			4,900	

(款) 2 総務費 (項) 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 企画総務費	836,720	92,302	929,022	(12) 委託料	71,254	地域交通対策推進事業費	92,302				92,302	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 92,302
				(18) 負担金補助および交付金	21,048							
						計	92,302				92,302	
2 計画調査費	13,594,023	788,873	14,382,896	(1) 報酬	200	企画調整事業費	66,998	19,523		(寄) 1,000	46,475	ふくい型官民共創応援プロジェクト 21,260 「恐竜の聖地化」推進事業 19,591 原子力リサイクルビジネス推進事業 11,000 海外戦略プロジェクト事業 5,470 国内外におけるふくいブランド発信強化事業 5,352 躍動福井プロジェクト事業 4,325
				(7) 報償費	770							
				(8) 旅費	1,811							
				(10) 需用費	604							
				(11) 役務費	151							
				(12) 委託料	53,541							
				(13) 使用料および賃借料	296							
				(18) 負担金補助および交付金	731,500							

出(款) 2 総務費 (項) 2 企画費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
						過疎地域対策費	2,000				2,000	
						高速交通企画推進事業費	715,000		621,000		94,000	並行在来線鉄道施設等整備支援事業 715,000
						社会貢献活動推進費	4,875	2,437			2,438	関係人口拡大・創出事業 4,875
						計	788,873	21,960	621,000	1,000	144,913	

(款) 2 総務費 (項) 6 防災費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 防災総務費	2,284,153	34,000	2,318,153	(18) 負担金補助 および交付 金	34,000	防災対策費	34,000				34,000	地域防災安全対策強化推進事業 34,000
						計	34,000				34,000	

(款) 3 民生費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 3 民生費	55,133,945	226,681	55,360,626	12,673	10,000	2,458	201,550	
(項) 1 社会福祉費	34,279,180	121,768	34,400,948				121,768	
2 児童福祉費	19,941,274	80,485	20,021,759	9,692			70,793	
5 自然保護費	430,765	24,428	455,193	2,981	10,000	2,458	8,989	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 社会福祉総務費	5,421,108	18,656	5,439,764	(7) 報償費	5,533	民間法人指導育成費	201				201	交通事業者・福祉施設等への支援事業(電気料・燃料価格負担軽減支援) 201 民生・児童委員資質向上費 5,592 社会福祉推進費 12,863 ふくい健康の森方向性検討事業 12,863 計 18,656
				(8) 旅費	52							
				(10) 需用費	8							
				(11) 役務費	15							
				(12) 委託料	12,518							
(18) 負担金補助および交付金	530											
2 障がい者福祉費	1,960,631	25,227	1,985,858	(12) 委託料	25,227	身体障がい者福祉事業費	25,227				25,227	交通事業者・福祉施設等への支援事業(電気料・燃料価格負担軽減支援) 25,227 計 25,227
5 老人福祉費	14,465,627	77,885	14,543,512	(7) 報償費	200	老人福祉事業費	19,969				19,969	シニアチャレンジ応援事業 10,440 高齢者生活支援検討・実証事業 8,500 高齢者グッドライフプロジェクト 1,029
				(8) 旅費	818							
				(10) 需用費	11							
				(12) 委託料	60,416							
				(18) 負担金補助および交付金	16,440							

						介護保険事業費	57,916				57,916	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 57,916
						計	77,885				77,885	

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国支出金	地方債	その他			
1 児童福祉総務費	5,328,981	38,514	5,367,495	(7) 報償費	3,100	児童健全育成費	3,956				3,956	福祉と教育がつなぐ地域子育て活動応援事業 3,956	
				(8) 旅費	345	児童厚生施設費	26,291					26,291	福井県児童科学館（エンゼルランドふくい）魅力向上検討事業 26,291
				(10) 需用費	206								
				(11) 役務費	55								
				(12) 委託料	33,655								
				(13) 使用料および賃借料	241	結婚対策事業費	8,267	3,692			4,575	若者のつながりから始まる「はび縁」創出事業 7,355	
(18) 負担金補助および交付金	912	計	38,514	3,692			34,822						
2 児童措置費	13,608,991	41,971	13,650,962	(10) 需用費	115	児童福祉施設措置費	9,091				9,091	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 9,091	
				(11) 役務費	53	保育所費	32,880	6,000			26,880	FUKUI 幼児教育ステップアップ！応援事業 26,880	
				(12) 委託料	14,904								
				(13) 使用料および賃借料	19								

出(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
				(18) 負担金補助 および交付 金	26,880							福井モデル保育人材コンソーシア ム 6,000
						計	41,971	6,000			35,971	

(款) 3 民生費 (項) 5 自然保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 自然環境保全費	296,268	4,917	301,185	(12) 委託料	4,917	年縞博物館費	4,917	1,229		(諸) 2,458	1,230	年縞博物館の将来像・周辺施設と の連携強化検討事業 4,917
						計	4,917	1,229		2,458	1,230	
3 自然公園費	134,213	19,511	153,724	(12) 委託料	△2,000	自然公園整備事業 費(公共)	11,970	1,752	10,000		218	
				(14) 工事請負費	28,711							
				(18) 負担金補助 および交付 金	△7,200	県単自然公園整備 事業費	7,541				7,541	
						計	19,511	1,752	10,000		7,759	

(款) 4 衛生費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 4 衛生費	29,170,130	463,150	29,633,280	375,901			87,249	
(項) 1 公衆衛生費	17,975,616	43,320	18,018,936	43,130			190	
2 環境衛生費	1,147,556	1,389	1,148,945				1,389	
4 医薬費	9,892,417	418,441	10,310,858	332,771			85,670	

(款) 4 衛生費 (項) 1 公衆衛生費 (単位 千円)													
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国支出金	地方債	その他			
1 公衆衛生総務費	15,868,609	570	15,869,179	(18) 負担金補助 および交付 金	570	母子衛生行政普及 費	570	380			190	妊産婦等交通費等支援事業(ハイ リスク妊婦交通費等支援事業) 570	
						計	570	380			190		
3 予防費	1,820,328	42,750	1,863,078	(18) 負担金補助 および交付 金	42,750	口腔衛生対策費	42,750	42,750				42,750	災害時等歯科保健医療提供体制整 備事業 42,750
						計	42,750	42,750					
(款) 4 衛生費 (項) 2 環境衛生費 (単位 千円)													
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国支出金	地方債	その他			
2 環境衛生指導費	342,479	1,389	343,868	(18) 負担金補助 および交付 金	1,389	生活衛生監視費	1,389				1,389	交通事業者・福祉施設等への支援 事業(電気料・燃料価格負担軽減 支援) 1,389	
						計	1,389				1,389		

(款) 4 衛生費 (項) 4 医薬費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 医薬総務費	4,863,703	106,427	4,970,130	(12) 委託料	106,277	医薬総務管理費	106,427	97,689			8,738	交通事業者・福祉施設等への支援事業(電気料・燃料価格負担軽減支援) 106,427
				(18) 負担金補助および交付金	150							
						計	106,427	97,689			8,738	
2 医務費	4,651,404	312,014	4,963,418	(18) 負担金補助および交付金	312,014	監視指導費	89,657	86,845			2,812	施設整備促進支援事業 56,020
						医師充足対策費	222,357	148,237			74,120	分娩取扱・小児医療施設支援事業 33,637 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業 192,602
						計	312,014	235,082			76,932	県内医療機関の勤務環境改善支援事業 29,755

(款) 5 労働費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 5 労働費	1,648,095	9,806	1,657,901	4,903			4,903	
(項) 1 労政費	1,138,502	9,806	1,148,308	4,903			4,903	

(款) 5 労働費 (項) 1 労政費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 労働福祉費	232,675	9,806	242,481	(12) 委託料	9,806	労働環境改善事業費	9,806	4,903			4,903	ウェルビーイング経営推進事業 9,806
						計	9,806	4,903			4,903	

(款) 6 農林水産費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 6 農林水産費	26,165,961	1,986,569	28,152,530	1,025,364	435,000	119,869	406,336	
(項) 1 農業費	10,105,732	69,559	10,175,291	11,340		20,681	37,538	
2 畜産業費	528,039	26,139	554,178	2,882	20,000	261	2,996	
3 農地費	8,771,881	1,194,450	9,966,331	718,043	267,000	98,927	110,480	
4 林業費	4,357,189	546,129	4,903,318	255,749	106,000		184,380	
5 水産業費	2,403,120	150,292	2,553,412	37,350	42,000		70,942	

(款) 6 農林水産費 (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 農業経営対策費	997,196	45,102	1,042,298	(12) 委託料	27,859	農業経営対策事業費	45,102	7,564			37,538	輝く！農林漁業を支える人材発掘事業 20,295
				(18) 負担金補助および交付金	17,243							
						計	45,102	7,564			37,538	農業×夢プラン発掘事業 7,564
3 農業振興費	668,271	1,896	670,167	(18) 負担金補助および交付金	1,896	稲麦大豆等生産振興事業費	1,896	1,896				
						計	1,896	1,896				
7 農作物対策費	755,346	15,221	770,567	(7) 報償費	825	水田農業対策事業費	1,880	1,880				
				(8) 旅費	938							
				(10) 需用費	1,857	主要農作物採種管理費	13,341			(諸) 13,341		
				(11) 役務費	80							
				(12) 委託料	503							
				(13) 使用料および賃借料	44							
				(17) 備品購入費	10,389							

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
				(18) 負担金補助 および交付 金	585	計	15,221	1,880		13,341		
10 農業試験場費	120,957	7,340	128,297	(8) 旅 費 (10) 需用費 (11) 役務費 (17) 備品購入費	355 3,343 100 3,542	試験場研究費 計	7,340 7,340			(諸) 7,340 7,340		

(款) 6 農林水産費 (項) 2 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 畜産振興費	86,500	6,123	92,623	(7) 報 償 費 (8) 旅 費 (10) 需用費 (11) 役務費 (12) 委 託 料	70 116 4,026 2 1,735	畜産振興推進指導 費 畜産経営対策事業 費 計	5,796 327 5,796	2,719 163 2,719	1,000 1,000	2,077 164 2,077	ふくい畜産担い手確保事業 5,796 県産ブランド畜産物消費拡大PR 事業 327	

				(13) 使用料および賃借料	174							
						計	6,123	2,882	1,000			2,241
4 畜産試験場費	44,668	20,016	64,684	(10) 需用費	286	試験場研究費	20,016		19,000	(財) 261		755
				(14) 工事請負費	19,730							
						計	20,016		19,000	261		755

(款) 6 農林水産費 (項) 3 農地費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国支出金	地方債	その他			
2 土地改良費	3,950,815	827,262	4,778,077	(12) 委託料	152,341	県営かんがい排水事業費(公共)	68,125	43,000	13,000	(負) 9,000	3,125		
				(14) 工事請負費	309,000								
				(18) 負担金補助および交付金	365,921	県営土地改良総合整備事業費(公共)	326,694	184,637	87,000	(負) 38,104	16,953		
						県営農道整備事業費(公共)	86,379	41,133	24,000	(負) 20,567	679		
						団体営基盤整備促進事業費(公共)	62,470	40,000	2,000		20,470		
						県営農村総合整備事業費(公共)	15,368	8,050	4,000	(負) 2,196	1,122		

出(款) 6 農林水産費 (項) 3 農地費

目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
						団体営農村総合整備事業費(公共)	182,195	140,800	23,000		18,395	農業水利施設電気料金高騰対策事業 17,489
						県単土地改良事業費	68,542		24,000	(負) 1,800	42,742	
						地域水利施設活用事業費	17,489	5,773			11,716	
						計	827,262	463,393	177,000	71,667	115,202	
3 農地防災事業費	2,113,410	367,188	2,480,598	(12) 委託料	69,338	県営ため池等整備事業費(公共)	229,850	131,350	72,000	(負) 27,260	△760	
				(14) 工事請負費	163,000							
				(18) 負担金補助および交付金	134,850	団体営ため池等整備事業費(公共)	132,038	118,000	17,000		△2,962	
						湛水防除事業費(公共)	0		1,000		△1,000	
						農地防災対策事業費	5,300	5,300				
						計	367,188	254,650	90,000	27,260	△4,722	

(款) 6 農林水産費 (項) 4 林業費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 林業総務費	1,112,028	6,919	1,118,947	(12) 委託料	6,919	林業普及指導費	6,919				6,919	総合グリーンセンター方向性検討事業 6,919
						計	6,919				6,919	
4 造林費	940,287	238,385	1,178,672	(18) 負担金補助および交付金	238,385	造林事業費(公共)	238,385	143,029			95,356	
						計	238,385	143,029			95,356	
5 林道費	539,629	119,715	659,344	(14) 工事請負費 (18) 負担金補助および交付金	103,950 15,765	県営林道事業費(公共) 県単林道事業費	103,950 15,765	49,500 7,000	54,000 7,000		450 8,765	
						計	119,715	49,500	61,000		9,215	
6 治山費	1,243,136	181,110	1,424,246	(14) 工事請負費	181,110	治山事業費(公共) 災害関連緊急治山事業費(公共) 県単治山事業費	30,555 78,750 71,805	13,220 50,000	17,000 28,000		335 750 71,805	

出(款) 6 農林水産費 (項) 4 林業費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
						計	181,110	63,220	45,000		72,890	

(款) 6 農林水産費 (項) 5 水産業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 水産振興費	227,321	42,537	269,858	(18) 負担金補助 および交付 金	42,537	沿岸漁業振興対策 費	42,537				42,537	漁業経営セーフティネット支援事 業 28,766 漁業用資材高騰緊急対策事業 13,771
						計	42,537				42,537	
10 漁港建設費	536,598	107,755	644,353	(12) 委託料	5,486	漁港修築事業費(公共)	78,997	37,350	42,000		△353	
				(14) 工事請負費	98,774							
				(18) 負担金補助 および交付 金	3,495	県単市町漁港修築 事業費	3,645				3,645	
						県単漁港維持補修 事業費	25,113				25,113	
						計	107,755	37,350	42,000		28,405	

(款) 7 商 工 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 7 商工費	40,602,076	6,338,258	46,940,334	458,926		28,589	5,850,743	
(項) 1 商業費	33,658,784	6,088,985	39,747,769	451,788		28,589	5,608,608	
2 工鋳業費	4,562,670	218,212	4,780,882	7,138			211,074	
4 観光費	2,356,834	31,061	2,387,895				31,061	

(款) 7 商工費 (項) 1 商業費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 商業振興費	31,755,826	6,065,675	37,821,501	(7) 報償費	6,330	商業振興費	6,065,675	451,231		(寄) 28,589	5,585,855	地域産業の成長発展のための基金積立(地域未来基金) 5,500,000 電気・ガス料金負担軽減支援事業 451,231 ふくい創業・ベンチャー支援プログラム 85,831 ふくいAX推進事業 18,621 新経済プラン(仮称)策定事業 9,992
				(8) 旅費	1,235							
				(10) 需用費	171							
				(11) 役務費	150							
				(12) 委託料	532,026							
				(13) 使用料および賃借料	874							
				(18) 負担金補助および交付金	24,889							
				(24) 積立金	5,500,000							
					計	6,065,675	451,231		28,589	5,585,855		
3 貿易振興費	203,370	23,310	226,680	(10) 需用費	314	貿易促進事業費	23,310	557			22,753	海外ビジネス拡大支援事業 23,310
				(12) 委託料	2,230							
				(13) 使用料および賃借料	116							
				(18) 負担金補助および交付金	20,650							

(款) 7 商工費 (項) 2 工鉱業費 (単位 千円)															
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明			
				区分	金額			特定財源			一般財源				
								国支出金	地方債	その他					
2 中小企業振興費	651,806	218,212	870,018	(7) 報償費	840	伝統的産業振興事業費	14,874	7,138			7,736	伝統工芸異分野交流事業	14,874		
				(8) 旅費	899	地場産業振興対策事業費	203,338					203,338	203,338	企業における省エネ設備等導入支援事業	203,338
				(10) 需用費	14										
				(11) 役務費	15										
				(12) 委託料	16,428										
				(13) 使用料および賃借料	16										
				(18) 負担金補助および交付金	200,000										
				計	218,212										
(款) 7 商工費 (項) 4 観光費 (単位 千円)															
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明			
				区分	金額			特定財源			一般財源				
								国支出金	地方債	その他					
1 観光費	2,356,834	31,061	2,387,895	(11) 役務費	500	観光総務費	3,270				3,270	交通事業者・福祉施設等への支援事業(電気料・燃料価格負担軽減支援)	3,270		
				(12) 委託料	27,291	観光思想普及費	14,600					14,600	14,600	ホテル誘致営業活動強化事業	14,600
				(18) 負担金補助および交付金	3,270										
				計	3,270										

出(款) 7 商工費 (項) 2 工鉱業費 (項) 4 観光費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				
								国支出金	地方債	その他		
						観光宣伝普及事業費	13,191				13,191	トップセールスによる国内外への魅力発信事業 13,191
						計	31,061				31,061	

(款) 8 土木費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 8 土木費	44,811,820	13,212,049	58,023,869	3,645,492	6,480,000	442,884	2,643,673	
(項) 1 土木管理費	6,305,810	35,593	6,341,403	6,050			29,543	
2 道路橋りょう費	21,149,302	8,227,224	29,376,526	2,193,937	4,395,000	66,747	1,571,540	
3 河川海岸費	11,955,060	2,573,941	14,529,001	502,936	1,386,000	33,548	651,457	
4 港湾費	3,165,409	432,181	3,597,590	86,528	152,000		193,653	
5 都市計画費	1,472,883	1,918,110	3,390,993	850,281	528,000	342,589	197,240	
6 住宅費	763,356	25,000	788,356	5,760	19,000		240	

(款) 8 土 木 費 (項) 1 土木管理費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 土木総務費	5,558,409	35,593	5,594,002	(7) 報 償 費	8,600	土木総務諸費	35,593	6,050			29,543	ドローン活用環境整備プロジェクト 35,593
				(8) 旅 費	2,185							
				(10) 需 用 費	470							
				(11) 役 務 費	44							
				(12) 委 託 料	24,214							
				(13) 使用料および賃借料	80							
				計								
(款) 8 土 木 費 (項) 2 道路橋りょう費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 道路維持費	7,120,977	3,735,061	10,856,038	(12) 委 託 料	111,065	交通安全施設整備費 (公共)	232,391	131,815	121,000		△20,424	
				(14) 工事請負費	3,623,996							
						県単交通安全施設整備費	70,000		70,000			

						県単舗装道補修費	1,433,000	73,000	1,360,000			
						県単道路補修費	1,439,670		875,000		564,670	
						県単交通安全施設補修費	410,000		410,000			
						計	3,735,061	281,425	2,915,000		538,636	
3 道路新設改良費	8,901,772	1,581,175	10,482,947	(12) 委託料 (14) 工事請負費	69,888 1,511,287	道路改良費（公共） 県単道路改良費	1,015,158 566,017	533,671 115,000	481,000 393,000	(負) 42,747	487 15,270	
						計	1,581,175	648,671	874,000	42,747	15,757	
4 橋りょう維持費	895,169	276,840	1,172,009	(12) 委託料 (14) 工事請負費	112,611 164,229	橋りょう補修費（公共） 県単橋りょう補修費	54,840 222,000	34,487	36,000 222,000		△15,647	
						計	276,840	34,487	258,000		△15,647	
5 橋りょう新設改良費	1,009,050	524,948	1,533,998	(12) 委託料 (14) 工事請負費	24,998 499,950	橋りょう整備費（公共）	524,948	277,173	247,000		775	
						計	524,948	277,173	247,000		775	
6 雪寒道路整備費	3,205,875	2,109,200	5,315,075	(12) 委託料 (14) 工事請負費	1,965,200 144,000	雪寒道路整備費（公共）	0	2,848	△4,000		1,152	

出(款) 8 土木費(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
						雪寒機械整備費 (公共)	25,200	16,000	9,000		200	
						除雪費 (公共)	1,400,000	933,333			466,667	
						県単雪寒道路整備費	120,000		96,000	(負) 24,000		
						県単除雪費	564,000				564,000	
						計	2,109,200	952,181	101,000	24,000	1,032,019	

(款) 8 土木費 (項) 3 河川海岸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国支出金	地方債	その他			
2 河川改良費	10,239,088	2,051,507	12,290,595	(12) 委託料	78,579	堰堤改良費 (公共)	102,900	37,946	62,000	(負) 3,136	△182		
				(14) 工事請負費	1,972,928	河川等災害関連事業費 (公共)	600,000	300,000	300,000				
						総合流域防災事業費 (公共)	64,800	31,000	34,000			△200	
						県単河川維持修繕費	1,122,040		600,000		(負) 2,894	508,943	

						県単河川局部改良費	95,286		86,000	(繰入) 10,203 (負) 9,267	19	
						県単河川開発費	66,481				66,481	
						計	2,051,507	368,946	1,082,000	25,500	575,061	
3 砂防費	851,951	471,613	1,323,564	(12) 委託料 (14) 工事請負費	24,341 447,272	通常砂防事業費（公共）	155,841	74,210	82,000		△369	
						急傾斜地崩壊対策事業費（公共）	90,300	40,780	45,000	(負) 4,440	80	
						県単砂防事業費	22,000				22,000	
						砂防災災害防止事業費	50,000		50,000			
						県単砂防設備維持修繕費	16,860				16,860	
						県単急傾斜地崩壊対策事業費	96,000		96,000			
						急傾斜地崩壊防止施設改修事業費	40,612			(負) 3,608	37,004	
						計	471,613	114,990	273,000	8,048	75,575	
4 海岸保全費	197,600	50,821	248,421	(12) 委託料 (14) 工事請負費	2,652 48,169	海岸保全事業費（公共）	48,300	19,000	29,000		300	

出(款) 8 土木費 (項) 3 河川海岸費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
						県単海岸保全事業費	2,521		2,000		521	
						計	50,821	19,000	31,000		821	

(款) 8 土木費 (項) 4 港湾費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 港湾管理費	1,770,362	74,800	1,845,162	(14) 工事請負費	74,800	港湾管理費	74,800				74,800	
						計	74,800				74,800	
2 港湾建設費	1,022,036	327,981	1,350,017	(12) 委託料 (14) 工事請負費	21,576 306,405	港湾改修費(公共) 県単港湾維持補修費	208,444 119,537	72,528	136,000		△84 119,537	
						計	327,981	72,528	136,000		119,453	
4 空港整備費	244,575	29,400	273,975	(12) 委託料	29,400	空港整備費(公共)	29,400	14,000	16,000		△600	
						計	29,400	14,000	16,000		△600	

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 街路事業費	876,567	1,727,211	2,603,778	(12) 委託料	163,161	重要幹線街路事業費(公共)	1,516,200	795,965	395,000	(負) 324,017	1,218	
				(14) 工事請負費	126,050							
				(16) 公有財産購入費	80,000	県単街路事業費	211,011		73,000	(負) 18,572	119,439	
				(21) 補償補填および賠償金	1,358,000	計	1,727,211	795,965	468,000	342,589	120,657	
4 公園費	210,930	190,899	401,829	(12) 委託料	12,923	都市公園整備事業費(公共)	114,064	54,316	60,000		△252	
				(14) 工事請負費	173,076							
				(17) 備品購入費	4,900	県単都市公園整備事業費	76,835				76,835	
				計	190,899	計	190,899	54,316	60,000		76,583	
(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 住宅建設費	533,300	25,000	558,300	(12) 委託料	16,000	既設公営住宅改善事業費(公共)	25,000	5,760	19,000		240	

出(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (項) 6 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
				(2) 補償補填および賠償金	9,000							
						計	25,000	5,760	19,000		240	

(款) 9 警察費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 9 警察費	24,665,741	33,858	24,699,599	15,236			18,622	
(項) 1 警察管理費	22,268,037	33,858	22,301,895	15,236			18,622	

(款) 9 警察費 (項) 1 警察管理費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
3 装備費	411,531	33,858	445,389	10 需用費	33,858	車輛等整備維持費	33,858	15,236			18,622	
						計	33,858	15,236			18,622	

(款) 10 教育費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 10 教育費	108,644,568	4,518,804	113,163,372	3,271,733	49,000	1,094,959	103,112	
(項) 1 教育総務費	20,110,725	3,288,800	23,399,525	3,260,000		5,889	22,911	
2 小中学校費	42,953,053	85,092	43,038,145	11,733	10,000	640	62,719	
3 高等学校費	22,397,183	1,090,805	23,487,988		39,000	1,051,406	399	
6 社会教育費	4,354,524	54,107	4,408,631			37,024	17,083	

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 事務局費	5,240,767	5,889	5,246,656	(1) 報酬	2,676	職員給与費	5,889			(繰入) 5,438 (諸) 451		県立高校教育改革推進事業 5,889
				(3) 職員手当等	1,779							
				(4) 共済費	1,230							
				(8) 旅費	204							
				計	5,889							
3 教育指導費	2,003,014	3,275,566	5,278,580	(12) 委託料	1,104	教育指導管理費	3,275,566	3,260,000			15,566	県立学校執務環境改善事業 15,566
				(14) 工事請負費	3,750							
				(17) 備品購入費	10,712							
				(24) 積立金	3,260,000							
				計	3,275,566							
7 私学振興費	6,123,302	7,345	6,130,647	(12) 委託料	1,271	私学振興費	7,345				7,345	交通事業者・福祉施設等への支援 事業(電気料・燃料価格負担軽減 支援) 7,345
				(18) 負担金補助 および交付 金	6,074							
				計	7,345							

(款) 10 教育費 (項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 小学校費	26,985,418	36,700	27,022,118	(1) 報酬	32,714	職員給与費	36,700			(諸) 640	36,060	不登校対策支援事業 28,408 幼小接続推進モデル事業 8,292
				(3) 職員手当等	1,547							
				(4) 共済費	1,821							
				(8) 旅費	618							
				計	36,700							
2 中学校費	15,588,078	17,457	15,605,535	(1) 報酬	17,250	職員給与費	17,457				17,457	不登校対策支援事業 17,457
				(4) 共済費	53							
				(8) 旅費	154							
				計	17,457							
3 教育振興費	379,557	30,935	410,492	(8) 旅費	745	教育課程推進費	26,005	11,733	10,000		4,272	ポジティブ教育推進事業 2,536
				(10) 需用費	3,022							
				(12) 委託料	26,005							
				(13) 使用料および賃借料	283							
				(17) 備品購入費	880							
				計	30,935	11,733	10,000	9,202				

3	文化財保護費	1,133,292	54,098	1,187,390	(7) 報 償 費 (8) 旅 費 (10) 需 用 費 (12) 委 託 料 (13) 使用料および賃借料	2,112 1,378 349 50,237 22	芸術文化振興費	54,098			(寄) 37,024	17,074	嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクト 37,024 県立音楽堂改修事業 17,074
							計	54,098			37,024	17,074	
6	博物館費	2,141,604	9	2,141,613	(18) 負担金補助および交付金	9	恐竜博物館費	9				9	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 9
							計	9				9	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(47)人 12,947		56,571,768	40,378,760	96,950,528	18,166,983	115,117,511	
補 正 前	(47) 12,947		56,571,768	40,378,760	96,950,528	18,166,983	115,117,511	
比 較	(0) 0		0	0	0	0	0	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	1,314,065	792,495	12,791,364	10,671,825	29,307	1,281,627	72,912	2,006,213
	補 正 前	1,314,065	792,495	12,791,364	10,671,825	29,307	1,281,627	72,912	2,006,213
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	そ の 他 の 手 当
	補 正 後	200,951	630,605	65,359	8,190,578	678,989	688,178	378,884	585,408
	補 正 前	200,951	630,605	65,359	8,190,578	678,989	688,178	378,884	585,408
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職 員 手 当	千円 3,326	そ の 他 の 増 減 分	千円 3,326		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	7年度末までの 支出（見込）額		8年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
道路維持事業費	100,000	年度		年度 9	100,000	50,000	50,000			道路維持事業（一般国道 157号）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 250,000千円
道路維持事業費（県単）	100,000			9	100,000		100,000			道路維持事業（県単）（一般国道 157号）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 675,000千円
県立高校教育改革推進事業費	116,048			9	116,048			116,048		県立高校教育改革推進事業の早期完成を図るため、令和9年度実施分を本年度において契約する。 事業費 116,048千円

2. 変更

（単位 千円）

事 項	限 度 額	7年度末までの 支出（見込）額		8年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
河川改良事業費	1,165,500	年度		年度 9	1,165,500	568,132	525,000	12,670	59,698	河川改良事業（一級河川吉野瀬川、河和田川、江端川、二級河川笙の川、堰堤改良事業、排水機場長寿命化事業）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 2,003,200千円